

検討結果報告書

令和2年3月2日

酒匂川流域下水道事業連絡協議会

水質等専門分科会

## 酒匂川流域下水道事業連絡協議会水質等専門分科会 検討結果報告

酒匂川流域下水道では、供用開始時、大規模な工場排水の流入が想定され、それに伴う処理場への影響を正確に捉えることが困難であり、汚水処理へのリスクが見込まれたことから、下水道法に基づき、流域関連市町において基準強化を実施してきました。

この度、社会情勢の変化に対応するため、酒匂川流域下水道事業の全体計画の見直しを行ったところ、基準強化を適用せずとも、汚水処理に影響がないことが明らかとなりました。

このため、水質等専門分科会において、製造業等に係る規制緩和について検討を行い、結論が得られましたので別添のとおり報告します。

令和2年3月2日

酒匂川流域下水道事業連絡協議会

幹 事 会 殿

相模川・酒匂川流域下水道事業連絡協議会

水質等専門分科会

議長 茅ヶ崎市 参事兼下水道河川総務課長

大 竹 功

## 特定事業場等の下水道排除基準強化の見直しについて

下水道法では、製造業及びガス供給業（以下、製造業等という。）の用に供する施設から排除される汚水の合計量が、その処理施設で処理される汚水の量の4分の1以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、製造業等の用に供する施設から排除される汚水の基準を厳しくすることができると定められています。

### 下水道法施行令第9条の5

（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準）

法第12条の2第3項（法第25条の18の第1項において準用する場合を含む。第9条の9第2号において同じ。）の規定による条例は、次の各号に掲げる項目～略～に関して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

1. アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に3.8を乗じて得た数値とする。

2. 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

3. 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

4. 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満

5. ノルマルヘキサン抽出物質含有量

イ 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

ロ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

6. 窒素含有量 略。

7. 燐含有量 略。

（つづく）

2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に係る前項第1号から第4号まで、第6号及び第7号に掲げる項目（同項第6号又は第7号に掲げる項目にあつては、同項に規定する下水に係るものに限り。）に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量がその処理施設（流域関連公共下水道にあつては、当該流域関連公共下水道が接続する流域下水道の処理施設。以下この項及び第9条の11第2項において同じ。）で処理される汚水の量の4分の1以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、前項の基準より厳しいものとすることができる。この場合においては、その水質は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

1. アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき125ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に1.25を乗じて得た数値とする。

2. 水素イオン濃度 水素指数5.7を超え8.7未満

3. 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に300ミリグラム未満

4. 浮遊物質 1リットルにつき300ミリグラム未満

5. 窒素含有量 略。

6. 燐含有量 略

酒匂川流域下水道事業の全体計画の見直しに伴い、基準強化を廃止した場合の、計画汚水量、流入水質及び処理施設への影響を検討した結果を踏まえ、現在適用している基準より厳しい適用（下水道法施行令第9条の5第2項）について、見直しを行います。

### 【見直し結果】

基準強化（BOD、SS:300mg/L）を廃止し、下水道法の基準（BOD、SS:600mg/L）を事業場の排除基準とする。